―――――――――――――

法務省告示配第百七十九号

大分県臼杵市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、令和八年十二月十一日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、臼杵市役所又は大分地方法務局に照会すること。

令和八年十一月十一日

法務大臣　山下　貴司

大分県北海部郡臼杵町大字望月七百七ノ二番地

髙村ツギ子

地方自治事項

横浜市

選挙

十月十八日市長の選挙を行った結果、次の者が当選した。

原澤　敦美（無所属）（女）

公告

諸事項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年11月11日

四国地方整備局長　奥田　晃久

１　処分をした年月日　令和８年10月１日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　三和空調株式会社　毛利　富生　徳島県板野郡松茂町笹木野字八北開拓215―２　国土交通大臣許可（般特―06）第18548号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取り消し（消防施設工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和８年10月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

河川法に基づく工作物返還に係る公示

利根川水系渡良瀬川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第３項の規定に基づき措置した工作物について、当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者に対し、当該工作物を返還するため、同条第５項及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第39条の３第１項第２号の規定に基づき、公示する。

令和８年11月11日

関東地方整備局長　西澤賢太郎

１　保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量　船舶１艘

２　保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日

⑴　保管した工作物の放置されていた場所　茨城県古河市新久田地先

⑵　当該工作物を除却した日　令和８年10月８日

３　当該工作物の保管を始めた日及び保管の場所

⑴　当該工作物の保管を始めた日　令和８年10月８日

⑵　保管の場所　茨城県古河市桜町４―８　国土交通省関東地方整備局　利根川上流河川事務所　古河出張所

４　その他　返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所占用調整課に申し出ること。

５　問い合わせ先　埼玉県久喜市栗橋北二丁目19―１　国土交通省関東地方整備局　利根川上流河川事務所　占用調整課　電話　0480―52―3960

利根川水系渡良瀬川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第３項の規定に基づき措置した工作物について、当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者に対し、当該工作物を返還するため、同条第５項及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第39条の３第１項第２号の規定に基づき、公示する。

令和８年11月11日

関東地方整備局長　西澤賢太郎

１　保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量　船舶１艘及び桟橋１基

２　保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日

⑴　保管した工作物の放置されていた場所　茨城県古河市新久田地先

⑵　当該工作物を除却した日　令和８年10月８日

３　当該工作物の保管を始めた日及び保管の場所

⑴　当該工作物の保管を始めた日　令和８年10月８日

⑵　保管の場所　茨城県古河市桜町４―８　国土交通省関東地方整備局　利根川上流河川事務所　古河出張所

４　その他　返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所占用調整課に申し出ること。

５　問い合わせ先　埼玉県久喜市栗橋北二丁目19―１　国土交通省関東地方整備局　利根川上流河川事務所　占用調整課　電話　0480―52―3960

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和８年（家）第８１２４４号

大阪市淀川区西宮原１丁目７番４６－１３１２号

申立人　上田　宏幸

本籍三重県名張市竜口６７５番地２

最後の住所大阪府大阪市淀川区西宮原１丁目７番４６－１３１２号

死亡の場所大阪府大阪市東淀川区

死亡年月日令和８年４月２日

出生の場所三重県名賀郡錦生村

出生年月日昭和１６年８月１３日

職業　無職　　被相続人　亡　上田　秀久

住所　大阪市北区西天満４－３－２５　梅田プラザビル別館６階

相続財産清算人　弁護士　高江洲　ひとみ

催告期間満了日　令和９年６月１５日

大阪家庭裁判所

令和８年（家）第５０９３号

福井市田尻栃谷町第38号36番地56

申立人　山下志保子

本籍福井市下莇生田町第19号16番地

最後の住所福井市下莇生田町第19号16番地

死亡の場所福井県福井市

死亡年月日令和６年７月29日

出生の場所福井県足羽郡六条村

出生年月日昭和４年８月20日

職業無職

被相続人　亡　嶋田　一郎

福井市順化１丁目24番43号　ストークビル福井一番館８階　九頭竜法律事務所

相続財産清算人　弁護士　漆間　圭吾

催告期間満了日　令和９年５月20日

福井家庭裁判所

令和８年（家）第３５５号

神奈川県大和市下鶴間二丁目５番12－507号

申立人　竹之内浩一

本籍千葉県千葉市稲毛区穴川二丁目10番

最後の住所千葉県八千代市勝田台三丁目３番地44小田方

死亡の場所千葉県千葉市稲毛区

死亡年月日令和５年10月９日

出生の場所大阪府西成郡豊崎町

出生年月日大正12年３月31日

職業不明　　被相続人　亡　中原　英子

鹿児島市新屋敷町16番425号公社ビル４階　村山法律事務所

相続財産清算人　弁護士　村山　大輔

催告期間満了日　令和９年５月21日

鹿児島家庭裁判所